

## 補足説明書

- 落札者が電力切り替え等の手続きを行うにあたり、当該手続きに必要な情報を函館市企業局（入札担当部局）へ求めることができます。
- 検針結果の通知（電力供給約款第6条第3項関係）は、Webにより函館市企業局（各施設担当部局）が使用電力量を確認できるものも可とします。
- 請求書（電力供給約款第8条関係）は送付によるものとします。
- 請求書の送付先は施設ごとに異なるため、請求書作成に必要な情報（送付先住所、部課名等）を入力するためのシートを落札者が作成し、函館市企業局（入札担当部局）へ入力を求めてください。
- 請求書発行・送付等の経費は電力供給約款第7条に規定する電気料金に含むものとし、請求書発行・送付等の経費を別途函館市企業局へ請求することはできません。